

## 書評

喜多村昌次郎編

## 港湾研究シリーズ「港湾労働」

大森秀雄

(神奈川県職業相談センター)

## 1. はじめに

港湾研究シリーズ「港湾労働」が昭和60年10月上梓された。港湾関係の研究者とくに港湾労働問題に関心を有する者にとってはまさに待望の書の出現である。しかも、この「シリーズ」の初巻が出版されてから10数年経過してからの出版だけに一層その感を深くするのは筆者のみであろうか。

日本の港湾労働問題は、開港以来存在していたと思われるが、それはまず治安対策や社会政策的見地から問題視された。労働問題として国政レベルで議論されるのは、昭和30年の中期以後のいわゆる日本経済の高度成長期まで待たなければならなかった。港湾が経済成長のボトルネックとなった時、はじめて港湾労働問題がクローズアップされ、その対策が国政レベルで採択されることとなったのであって、その点にこの問題の特殊性を見出すことができるのである。

この港湾労働問題に科学的・理論的な分析を加えたのが本書である。執筆は分担によって行われ、喜多村昌次郎氏（第1章、第5章）坂井吉良氏（第2章、第3章）富田功氏（第4章）田中省三氏（第6章）千須和富士夫氏（第7章）北見俊郎氏（第8章）がそれぞれ分担執筆され、これを喜多村昌次郎氏が編集されたものである。編者の喜多村昌次郎氏は、港運業界の実状に精通し、また全国的にみて唯一の港湾専門の研究機関である財團法人港湾労働経済研究所を主催されている学究の徒である。その他の執筆者もそれぞ

れの分野での専門家であり、各々独自の健筆を振われている。とくに最終章を担当された北見俊郎氏は、青山学院大学教授で日本港湾経済学会会長、中央・地方省庁の各種審議会の委員、会長を歴任され名実ともに日本の港湾研究の最高権威であることは、つとに知られているところである。以上の方々の手になる珠玉編であり、港湾労働のみならず港湾に关心のある方々には、絶好の著書として推薦したい。

## 2. 本書の構成と概要

本書は、次の8章（24節）から構成されている。

第1章 港湾労働の形成と成立

第2章 港湾労働市場の需給分析

第3章 港湾労働市場の賃金決定賃金変動

第4章 港湾労働の労働条件

第5章 港湾労務管理の体系

第6章 港湾における「労使関係」の形成と発展

第7章 港湾の合理化と港湾労働

第8章 港湾労働の課題と対策

本書の編集の流れを概括してみると、まず日本国開港（1859年）以来の港湾労働の歴史（第1章）から説き始め、港湾という地域における労働力の売買市場についての分析を第2章において試み、その市場内において行われる賃金決定の精緻な理論を第3章において展開する。

第4章では、一転して現実の港湾での労働条件について触れ、第5章では労働問題の総括としての港湾労務管理がとりあげられ、ついで個別労使関係から集団的（産業別・地域別等）な労使関係への発展について第6章において述べられている。第7章では、海運業を含む業界すなわち資本と港湾労働者との関係について論じ、第8章では総括として港湾労働対策と政策論について述べられている。

その中で印象に残る何つかの論点について順次言及させていただく。

横浜開港と同時に発生したと思われる港運業の初期的業態は人足供給業であり、その業の管理体制の歴史的変遷と労働運動の勃興と終息の状況が第一章に詳細に記述されている。

とくに注目されるのは、明治22年（1889年）に神奈川県が公布した「人足受負営業并人足取締規則」についてである。この規則は、受負営業者と港湾労働者を規制するものであるが、その施行された時期が、ロンドン港やハンブルグ港において港湾労働者の恒常化対策が実施された時期より、はるか以前に行われたことである。当時の横浜港においては、同規則を必要とするほどすでに多くの労働問題を内臓していたと考えるべきであろうか。

さほど魅力的でない港湾運送業界に労働力を導入するためには、「平衡化格差」と呼ばれる高賃金が必要とされ、賃金水準は労働生産性と消費者物価水準の2変数に良好に相関する。しかし、労働組合がその交渉力によって賃金の引き上げを実現するというメカニズムにはないとの結論は多くの示唆に富む。

昭和57年の船内荷役作業員の賃金は、産業別に最も高賃金と目される電気ガス水道業の次にランクされるような高賃金となったと指摘されており、かつての港湾労働者即低賃金労働者のイメージはこの際一掃されるべきである。なお、経済理論を駆使しての賃金分析技法の精緻さは、まさに圧巻である。

#### （第2章～第3章）

第4章では、まず賃金と労働時間を中心とした労働条件の歴史的経過について述べられているが、それよりも後半の福祉厚生対策・労働災害防止対策に興味をもった。港湾労働者の福祉厚生対策は、公共のあるいは集団的立場からの対策が行われてきたが、今後は社会保障制度の視点からその対策を見直すことを提唱されているが、まさに同感である。労働災害の防止対策については、各界の努力にもかかわらず鉱業につぐ高率の労働災害が発生している現況に鑑み、外国に例にならい港湾労働安全衛生法ともいべき立法の検討の必要性を提案されていることもあわせて紹介させていただく。

第5章においては、港湾労務管理について論ぜられているが、そのうち基礎的課題の例として、港湾荷役近代化のシンボルともいるべきコンテナー・

ターミナル作業の下請作業料がエキストラ・レバー・チャージ（港湾労働者1人1時間、または1日当りいくらと港湾運送料金表できめている。）となっていることをあげており、「仕事の完成を約した契約」でなくなっていることに疑問を投げかけている。また、この現象は港湾荷役業界の資本への従属性を現わすとの指摘は説得力を持つ。

第6章は港湾における労使関係論の展開である。戦後、一般的な労働運動の高揚を背景に港湾でも労働組合が結成されていくが、労使一体とする観念から脱却できず、今日の港湾の労使関係に影響を与えていくとの指摘は重要な観察である。その後の港湾労働法の成立、コンテナリーゼーションを中心とする合理化の要請等の中で激動する港湾労使の苦悩を読み取ることができる。今後の港湾の労使関係は、変貌する港湾社会にいかに主体性を確保するかが重要であると説かれている。

今後の港湾労働のすう勢を占う意味において港湾業務を動かしている潮流の把握は重要である。第7章においては、その潮流を5種類に分類しているが、その中では情報通信技術革命の進展についての記述が最も興味を呼ぶ。この進展の如何によっては、港運業界と港湾労働者がその業域と職域を蚕食される可能性もあるとされるからである。

第8章は、港湾における労働問題が対策として政策の下請的立場におかれている現状を改善しない限り、抜本的な改正とくに近代化は実施できないと理解させていただいた。

### 3. むすびにかえて

かつて港湾労働諸問題の根源は、労働力需給の「波動性」にあるとされた。日雇労働への高率依存、低賃金、労働災害の高率発生、封建的労働組織の存在等はそのための必要悪とされた時代もあった。昭和59年度の6大港の日雇依存率は、平均3.6%（港湾雇用整調計画による）という低率になり、その賃金も最高クラスの賃金となっている。かつての波動性の議論は虚構であったのか、また現在の波動性の実態について、その調整方式、調整機能との関

連を含めて一層のアプローチを望みたいテーマであった。港湾労働者の社会的地位の向上を目的とする教育訓練問題も労使関係の近代化問題も吟味したい問題である。

本書が港湾労働問題を重点的に集約した意義は先導的立場において特筆されるべきであろう。しかし、港湾労働問題は、広般かつ複雑多岐にわたる。それだけに限られた紙面の中にすべてを凝縮させることは極めて困難な作業であったであろう。そこで、稿を新たにして、本書のパートⅡともいべき企画を今から期待したい。

港湾労働は生 (Leben) の問題であり、現実の問題である。従って現場からの問題提起と理論的解決策の検討が絶えず必要とされる。

その意味において、本書は港湾関係の実務者にとっては、十分なパイロット的役割りをはたし、また研究者には十分な問題意識を提供する好著であることを最後に強調しておきたい。

〔成山堂書店刊行、昭和60年10月、244p、定価3,400円〕